



定 款

特定非営利活動法人

北海道ファミリーハウス

特定非営利活動法人 北海道ファミリーハウス 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 北海道ファミリーハウス という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を札幌市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、入院治療を受ける患者と、その家族(小児がん等の難病患者をはじめとする入院患者家族)を経済的並びに精神的に支援することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、特定非営利活動法人(以下「法」という。)の別表1号に該当する活動を行い、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 援助及び支援活動
- ② ファミリーハウスの設置及び運営
- ③ 道民に理解を求める広報
- ④ 各号の事業に附帯する事業

(2) その他の事業

- ① 物品の斡旋及び販売
- ② 役務の提供
- ③ 会員相互の交流に係る事業

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第2章 会 員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、法人その他の団体であることを妨げない。

(正会員)

第6条 正会員は、この法人の目的に賛同し、連帯してその活動に参画し、事業の推進にあたる者をいい、法上の社員とする。

(正会員の入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

2 理事長は、前項の申し込みをした者が正会員として適格であると認めるときは、理事会の承認を得て、入会を許可する。

(正会員の会費)

第8条 正会員は、毎年、会費を負担しなければならない。

2 会費の額は、総会の議決により、これを定める。

(正会員の退会)

第9条 正会員は、所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 正会員が次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人その他団体にあつては解散したとき

(2) 1年以上会費を滞納し、催促を受けたにもかかわらず入金がない場合

(正会員の除名)

第10条 正会員が次の各号の一に該当する場合、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを除名する。

(1) 定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとする場合には、議決の前に、当該正会員に弁明の機会を与えなければならない。

(賛助会員)

第11条 賛助会員は、正会員以外でこの法人の目的に賛同し、資金してその事業を賛助するものをいう。

2 賛助会員として入会しようとする者は、所定の申込書に賛助会費を添えて、理事長に申し込むことにより入会することができる。

3 賛助会費の額は、総会の議決により、これを定める。

4 賛助会員は、この法人の事業活動又は収支の状況につき、適切に報告を受ける。

(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち理事長1名、副理事長1名とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、正会員のうちから総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事が互選する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数3分の1を超えて含まれることにはならない。

(監事の兼職禁止)

第15条 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠のため又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は他の在任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了により退任した場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(理事職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務を行う。
- 3 理事は、業務を執行する。

(監事職務)

第19条 監事は次の職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行にたえないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て、理事長が承認する。

3 顧問は、この法人の活動を社会的、精神的に支援するものとし、理事長の諮問に応じて助言を行い、意見を述べる。

4 顧問の任期は、役員に準ずる。

(報酬など)

第22条 役員及び顧問は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した実費を弁償することができる。

(事務局)

第23条 この法人に、事務局を置き、事務局には、事務局長1人及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事長の監督を受け、職員を指揮して、この法人の業務を処理する。

3 事務局長及び職員の任免は、理事長がこれを行う。ただし、事務局長の任免については、理事会の承認を必要とする。

第4章 総会

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権限)

第25条 総会は、定款に別に定めのある事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任及び解任

(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第44条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) その他事業の運営に関する重要な事項

(総会の招集)

第26条 総会は、本条第3項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 通常総会は、毎年1回招集するものとする。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に招集する。

(1) 理事会が必要と認めるとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があるとき

(3) 監事が第18条第4号の規定に基づいて招集するとき

4 前項第2号の場合には、理事長は、その請求のあった日から4週間以内に総会を招集しなければならない。

5 総会を招集するときは、開催の日の5日前までに書面により、会議の日時、場所及び目的事項を通知しなければならない。

(総会の議事)

第27条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 やむを得ない事由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 4 前項の規定により表決した正会員は、第2項及び次項の規定の適用につき、これを出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、定款に別に定めのある場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 6 前項の議決につき特別の利害関係を有する正会員は、その議決に参加することができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数、出席者数及び出席者の氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記する)
 - (3) 付議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印する。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第30条 理事会は、本条その他定款の定め及び総会の決議に基づき、この法人の業務執行を決する。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 諸規定の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第31条 理事会は、理事長がこれを招集する。

- 2 定例会は、毎年1回以上招集するものとする。

- 3 臨時会は、次に掲げる場合に招集する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の4分の1以上又は監事から目的事項を記載した書面をもって招集の要求があったとき。
- 4 前項第2号の場合には、理事長は、その請求のあった日から1週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集する時は、あらかじめ書面により、会議の日時、場所及び目的事項を7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

(理事会の議事)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事会は、理事総数の3分の1以上の出席がなければならない。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 前項の議決につき特別の利害関係を有する理事は、その議決に参加することができない。
- 5 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決を委任することができる。
- 6 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者の氏名（書面表決者及び表委任者については、その旨を付記する。）
 - (3) 付議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び結果
 - (5) 議事署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名し又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費及び賛助会費
- (3) 事業に伴う収入

- (4) 補助金収入
- (5) 特別会計による積立金
- (6) 資産から生じる果実
- (7) 寄付金品
- (8) その他の収入

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第36条 この法人の会計は、法第27条に準じて行うものとする。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他の事業の会計)

第38条 その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第41条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算に予備費を計上することができる。

2 予備費を支出するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の補正)

第42条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定の予算に追加その他の変更を加えることができる。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書等決算に関する書類は、毎年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第6-2章 積立金特別会計

(積立金特別会計)

第45条 第3条に定めたこの法人の目的のため、会に積立金特別会計を設ける。

2 この積立は、一般会計の余剰金の一部をあてる。

3 この積立金特別会計の取り崩し及びその資金使途は、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、北海道の認証を受けて効力を得る。

第8章 解散及び合併

(解散及び合併)

第47条 この法人は、総会の議決による解散若しくは合併をするときは、正会員総数の4分の3以上の総会の決議によって解散若しくは合併をすることができる。解散したときの残余財産については、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

第9章 雑 則

(公告)

第48条

この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行う。

(細則)

第49条 定款の施行に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事 松本 脩三

理事 金田 耕二

理事 神戸 智子

理事 中村 真一

理事 松野千代美

理事 荒木 敏安

理事 畠山 茂房

理事 岡村 一郎

理事 加藤 弦

理事 塩谷えり子
理事 大西 可奈
監事 井上 保一
監事 三浦 克之

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2008年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2008年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の正会員の会費は、第8条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人会費 年額 一口 2,000円

(2) 法人会費 年額 一口 10,000円

7 この法人の設立当初の賛助会員の会費は、第11条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人会費 年額 一口 1,000円

(2) 法人会費 年額 一口 10,000円

特定非営利活動法人の活動分野

特定非営利活動法人が定款の設立目的や設立趣旨書に記載する「主たる活動内容」は法律で定められた17分野の非営利活動のいずれかに該当しなければいけません。

よって、法律で定められた分野以外のことを、主たる活動目的として行うことはできません。

■特定非営利活動法人の活動分野（17分野）

01. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
02. 社会教育の推進を図る活動
03. まちづくりの推進を図る活動
04. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
05. 環境の保全を図る活動
06. 災害救援活動
07. 地域安全活動
08. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
09. 国際協力の活動
10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11. 子どもの健全育成を図る活動
12. 情報化社会の発展を図る活動
13. 科学技術の振興を図る活動
14. 経済活動の活性化を図る活動
15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16. 消費者の保護を図る活動
17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡助言又は援助の活動